

納付期限内に納付しましょう

納税は国民の基本的な義務であり、税金は行政サービスの重要な資金です。全国のコンビニでも納付できますので、期限内の納付をお願いします。納付書は、通知書と一緒に送られていない状態でお送りします。納付期限の早いものから順に納付してください。現金納付の人には安全で便利な口座振替をお勧めします。申込用紙は、市内の金融機関、市役所税務課、野栄総合支所にあります。

口座振替をご利用の人は、納付期限が振替日になりますので、事前に指定口座の残高確認をお願いします。なお、振替できなかった場合の再振替は行いません。現金で納付してください。

12月分の納付期限(口座振替日)は、税目などにより異なります。ご注意ください。納付困難な事情がある場合は、ご相談ください。

問 税務課納税推進室収税班

☎ 73・0087

市民課保険料班

☎ 73・0086

◆市税などの納付期限(口座振替日)

税目 納期	固定資産税	市県民税	国民健康 保険税	後期高齢者 医療保険料	介護保険料
5月	1期 5月31日				
6月		1期 7月1日	1期 7月1日		1期 7月1日
7月	2期 7月31日		2期 7月31日	1期 7月31日	2期 7月31日
8月		2期 9月2日	3期 9月2日	2期 9月2日	3期 9月2日
9月	3期 9月30日		4期 9月30日	3期 9月30日	4期 9月30日
10月		3期 10月31日	5期 10月31日	4期 10月31日	5期 10月31日
11月			6期 12月2日	5期 12月2日	6期 12月2日
12月	4期 12月26日		7期 12月26日	6期 1月6日	7期 12月26日
1月		4期 1月31日	8期 1月31日	7期 1月31日	8期 1月31日
2月			9期 2月28日	8期 2月28日	9期 2月28日

※最終納付期限後の追加課税分は随時期限となります。

参加申込は5月24日(金)から

インターネット公売

市税などの滞納で差し押さえた財産(不動産)の公売を実施します。20歳以上の人で、期間内であれば24時間いつでも公売への参加が可能です。ぜひ入札にご参加ください。

公売方法：ヤフーインターネット公売を利用した期間入札
参加申込受付期間：5月24日(金)13時～6月10日(月)23時

問 税務課納税推進室収税班

☎ 73・0087

固定資産税

5月は第1期の納期

固定資産税は、毎年1月1日現在に、市内に土地、家屋、償却資産を所有している人に課税される税金です。

5月13日(月)に納税通知書を送りますので、内容を確認してください。納付期限は、上記の市税などの納付期限(口座振替日)表でご確認ください。

◆固定資産税の算出方法

固定資産の評価額をもとに算定された「課税標準額」の1.4%が固定資産税額となります。

ただし、「課税標準額」が次の金額未満の場合は、課税されません。

土地：30万円 家屋：20万円
償却資産：150万円

◆評価額の算定

固定資産の評価は、国が定めた「固定資産評価基準」に基づいて評価します。

また、3年に一度、土地、家屋の評価替えが行われ、次回は平成27年度となります。

◆固定資産税の減免

生活困窮や災害などの理由で一定の基準に該当する場合は、固定資産税が減免される制度がありますので、左記までご相談ください。

問 税務課資産税班

☎ 73・0087

自動車税

納付期限は5月31日(金)

自動車税の納付期限は、5月31日(金)です。

5月上旬に自動車税事務所から納税通知書が送付されますので、最寄りの金融機関や市役所会計課、野栄総合支所会計窓口などで早めに納付しましょう。コンビニエンス

ストア(一部を除く)でも納付ができます。

詳しくは納税通知書に同封のしおりをご覧ください。

問 自動車税事務所

☎ 043・243・2721

旭東税事務所 ☎ 62・0772

◆減免の対象となる自動車の所有者、運転者および使用目的に関する要件

区分	自動車の所有者	自動車の運転者	使用目的
身体障がい者	本人	本人	もっぱら障がい者が使用するもの
	本人または生計を一にする者	生計を一にする者または常時介護する者	もっぱら障がい者の通学、通院、通所もしくは生業のために使用するもの
戦傷病者	本人	本人	もっぱら障がい者が使用するもの
	本人または生計を一にする者	生計を一にする者または常時介護する者	もっぱら障がい者の通学、通院、通所もしくは生業のために使用するもの
知的障がい者	本人または生計を一にする者	生計を一にする者または常時介護する者	
精神障がい者	本人または生計を一にする者	生計を一にする者または常時介護する者	

- 注1 自動車検査証または軽自動車届出済証に事業用と記載されているものを除きます。
 2 障がい者を常時介護する人が自動車の運転をする場合は、障がい者のみで構成されている世帯の障がい者が所有する自動車に限ります。
 3 ローン契約などで自動車の売主が所有権を留保しているときは、使用者を所有者とみなします。

軽自動車税

納税通知書を送付

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に1年度分が課税され、5月中旬に納税通知書が送付されます。月割課税（還付）の制度はありませんので、年度途中で廃車しても年税額がかかります。納付期限は5月31日（金）です。

◆減免申請の手続き

受付期間は、納税通知書が届いてから納付期限の7日前までです。申請に必要な書類などは次の通りです。

- ①平成25年度軽自動車税納税通知書
- ②減免申請書（市役所税務課および野菜総合支所にあります）
- ③身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか該当

交付されている身体障害者手帳などの障がいの程度や左表の要件または災害などにより、減免制度が適用される場合があります。なお、減免できる自動車は、1人の障がい者につき普通自動車などを含め1台に限られます。



するもの

④運転者の運転免許証

⑤印鑑

⑥車検証ほか

※震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、「著しい損害を受けた者」「その他市長が特に認めた者」のいずれかに該当する人も、減免制度の対象になる場合があります。

詳しくは左記までお問い合わせください。

問合せ先
 税務課市民税班
 ☎73・0087

Q 老齢基礎年金は65歳より

も前に受給できますか？

老齢基礎年金の受給資格を満たしている人は、65歳から繰り上げて受給することができます。

ただし、繰り上げ支給の請求をした時点で応じて年金が減額され、生涯その減額された年金額を受給することになります。

また、繰り上げ請求をする場合、65歳到達と同じ扱いとなるため、請求後に発生した病気やけがなどで障がいが残って



国民年金Q&A



も障害基礎年金を請求することができなくなり、寡婦年金の受給権もなくなります。請求後に変更や取り消しはできませんのでご注意ください。

請求手続きは、加入期間が国民年金第1号被保険者のみの方は市役所窓口で、厚生年金期間や第3号被保険者期間がある人は年金事務所で行ってください。

問合せ先
 市民課国保年金班
 ☎73・0086

第2期実施計画を策定

特定健診・特定保健指導

平成20年度から始まった特定健康診査・特定保健指導は、第1期の計画期間が満了したため、第2期計画を策定しました。計画期間は、平成25年度から29年度までの5年間です。健診などの受診率の目標は、国の定めた率に基づいて、特定健診・特定保健指導とも60%としました。

詳しくは、市ホームページ「特定健診」をご覧ください。

区分	24年度実績見込	第2期目標
特定健康診査	35%	60%
特定保健指導	45%	60%

問合せ先
 市民課国保年金班
 ☎73・0086